

平成31年度 重要施策提案・要望 項目の主旨(案) <資料2>

一部  
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>I. 防災・減災対策</b>		
1	<b>地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進</b> (内閣府・財務省・文部科学省・国土交通省・農林水産省)	<b>【最重点】</b>
<b>[1] 南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策の総合的な推進</b> (内閣府・文部科学省)		
(1) 南海トラフ地震対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の喫緊の課題である瀬戸内海沿岸のゼロメートル地帯にある堤防の耐震化や、市町の同報系防災行政無線のデジタル化など、防災上必要とされる事業を実施するため、地域の実情に応じた地震・津波対策に対する財政支援措置の充実・強化を図ること。</li> <li>・ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく取組みの着実な推進を図るとともに、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」により策定が求められることとなった新たな防災対応を検討するためのガイドラインを早期に提示するなど、国を挙げた広域的な防災対策を一層推進させること。</li> <li>・ 南海トラフ地震の被害を軽減させるため、地震・津波の観測・監視システム空白地域に対して早期に整備を行うこと。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 防災・減災対策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」を策定し、自主防災組織の育成や防災士の養成、海岸堤防の整備、土砂災害対策など、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を積極的に展開しているところであり、これら防災・減災対策の一層の加速化、充実化を図るための総合的な財政支援措置として、自由度の高い、新たな交付金制度を創設すること。</li> </ul>	
<b>[2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進</b> (財務省・国土交通省)		
(1) 社会資本整備に必要な予算の総額確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資本整備が全国に比べて遅れている本県において、県民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化による豊かな暮らしを実現するため、必要な社会資本整備を着実に進めることができるよう、予算の総額確保を行うこと。</li> </ul>	土 木 部
(2) 防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波対策のほか、治水対策、土砂災害対策、四国で唯一の原子力発電所の不測の事態に備える緊急輸送道路の整備など、県民の命を守る防災・減災対策に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。</li> </ul>	

<b>[3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進</b> (内閣府・財務省・文部科学省・国土交通省)		
(1) 社会インフラの戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と、予算の確保及び愛媛県への重点的な予算配分	・ 社会インフラの戦略的な維持管理・更新を進めるため、社会資本整備総合交付金の交付要件の緩和など制度の拡充と、予算の確保及び本県への重点的な予算配分を行うこと。	土木部
(2) 社会インフラのメンテナンス技術者の確保・育成にかかる財政支援	・ 社会インフラのメンテナンス技術者の確保・育成のため、戦略的イノベーション創造プログラムにより、技術開発と人材育成の連携を行うこと。	
<b>[4] 肱川の安全安心の確保と清流の復活</b> (国土交通省)		
(1) 山鳥坂ダム建設事業の促進	・ 平成30年代前半のダム本体工事着手に向けて山鳥坂ダム建設事業を促進すること。 ・ 水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進を図るための事業費を確保すること。	土木部
(2) 肱川における河川改修の促進	・ 国管理区間の河川改修を促進すること。 ・ 県管理区間(菅田地区)の河川改修を促進するための事業費を確保すること。	
(新規)	<b>[5] 重信川の堤防漏水対策等の促進</b> (国土交通省)	
(1) 平成29年9月台風18号洪水により発生した堤防漏水対策の早期完了	・ 流域住民の安全安心確保のため、国が進めている重信川堤防の漏水対策を早期に完了すること。	土木部
(2) 大規模氾濫に備え、ハード・ソフト一体となった減災に係る取組の推進	・ 大規模氾濫に備え、「重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会」における「重信川の減災に係る取組方針」に基づき、平成32年度までに達成すべきハード・ソフト対策を着実に推進すること。	
<b>[6] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進</b> (財務省・農林水産省・国土交通省)		
(1) 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保	・ 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進が図られるよう、既存交付金の充実や、27年度で終了した全国防災事業に代わる財政支援など、防災・減災のための海岸保全施設整備に要する予算総額を確保すること。	農林水産部 ・ 土木部
(2) 海岸保全施設の整備が遅れている本県への予算の重点配分	・ 発生頻度の高い津波に対する海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震対策、水門・陸閘の電動化など閉鎖施設の改修に係る予算について、本県に重点配分すること。	
<b>[7] 土砂災害対策の推進</b> (財務省・国土交通省)		
土砂災害対策の推進	・ 豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハードとソフトが一体となった土砂災害対策を促進するための予算の総額を確保するとともに、本県へ重点的に配分すること。	土木部

<b>[8] 治水事業の推進</b>		<b>(財務省・国土交通省)</b>
治水事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の生命や財産を守るため、洪水の発生に備えた河川整備及び今後加速する河川管理施設の老朽化への対策に必要な事業費の確保と、ダムの堆砂除去への財政支援を行うこと。</li> <li>・ 大規模氾濫時の避難体制を構築する上で根幹となる洪水浸水想定区域図の策定や洪水ハザードマップ等のほか、新たな課題にも即応したソフト対策に必要な事業費の確保を図ること。</li> </ul>	土木部
<b>2 公共施設等の耐震化の促進</b>		<b>【最重点】</b>
		<b>(総務省・文部科学省・国土交通省・厚生労働省・警察庁)</b>
<b>[1] 学校施設の耐震化の促進</b>		<b>(文部科学省)</b>
(1) 公立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の拡充を図ること。</li> <li>・ 年度当初から円滑に整備事業を行うことができるよう、耐震化を含む公立学校施設整備費の十分な当初予算額を確保すること。</li> </ul>	教育委員会
(2) 私立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。</li> </ul>	総務部 ・保健福祉部
<b>[2] 警察施設の耐震化の促進</b>		<b>(国土交通省・警察庁)</b>
警察施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充等を図ること。</li> <li>・ 警察庁の耐震化補助金について、継続的に予算を確保すること。</li> <li>・ 耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。</li> </ul>	警察本部
<b>[3] 県庁舎の耐震化の促進</b>		<b>(総務省・国土交通省)</b>
県庁舎の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)における施設の耐震化に係る制度の更なる拡充等を図ること。</li> <li>・ 緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債における施設の耐震化に係る制度の拡充等を図ること。</li> </ul>	総務部
<b>[4] 医療施設の耐震化の促進</b>		<b>(厚生労働省)</b>
(1) 医療施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害拠点病院・救急告示病院等の耐震化を促進するためには、臨時的な措置では不十分であるため、恒久的な支援策ほか、国において財源確保を含めた必要な措置を講ずること。</li> </ul>	保健福祉部
(2) 医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ地震の発生が予測される中で、地震動や津波による被害に耐え、必要とされる医療を適切に継続して提供できるよう、医療機関等の機能維持に向け、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。</li> </ul>	
(3) 災害医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。</li> </ul>	

<b>[5] 水道施設の耐震化の促進</b>		<b>(厚生労働省)</b>		
水道施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内自治体は、財政事情が厳しく国の財政支援なくしては早期耐震化が困難な状況であるため、生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定を交付対象とすること。</li> </ul>	県民環境部		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期整備を図るため、要望額の満額確保に努めること。</li> </ul>			
<b>[6] 木造住宅の耐震化の促進</b>		<b>(国土交通省)</b>		
木造住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震から県民の命を守り、地域の防災力向上のため、木造住宅耐震化に必要な社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の財源確保に努めること。</li> </ul>	土木部		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の整備計画が終了する平成32年度以降も、本県が実施している耐震化補助事業と同等の支援を可能とすること。</li> </ul>			
<b>[7] 松山空港の耐震化の促進</b>		<b>(国土交通省)</b>		
松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。</li> </ul>	企画振興部		
<b>新規</b>	<b>3 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備</b>		<b>(防衛省)</b>	<b>【最重点】</b>
	陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時の人命救助や物資輸送等に万全を期すため、他の駐屯地等からの応援部隊の人員や資機材等の受入れが可能となるように施設を拡張すること。</li> <li>大型車両の出入口を複数確保するため、既存の進入路とは別の箇所に大型車両が通行可能な進入路を整備すること。</li> <li>駐屯地の拡張と併せて、近接地域の交通安全のため、駐屯地周辺の道路整備を行うこと。</li> </ul>	県民環境部	

4 伊方発電所の安全対策の強化等 (原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省)		【最重点】
(1) 安全管理体制等の強化及び安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方発電所3号機の安全運転を継続するため、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、定期検査や保安検査において厳正に安全性の確認を行うこと。また、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること。</li> </ul>	県民環境部
(2) 厳正な原子力安全規制の実施と説明責任の履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準に基づく各種審査・検査については、立地地点の特性や独自の取組も十分考慮して、厳正かつ的確に行うとともに、国内外における最新の知見を絶えず収集し、原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。また、原子力規制を行っていく上での安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果等も含め継続的な検討を行うこと。これらの原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすこと。</li> </ul>	
(3) 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会は、高い独立性、専門性を保持し、一層の透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体等をはじめとした外部の様々な意見にも真摯に耳を傾け、誠実に対応し、客観性や公平性の確保に努めること。</li> </ul>	
(4) 原子力発電所の安全運転に関する責任ある対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の再起動はもとより運転継続などの原子力発電所の安全運転については、個々に国が責任を持って判断し、その判断に至った経緯や結果について、国として、地元自治体はもとより広く国民に丁寧に説明すること。</li> </ul>	
(5) 高経年化及び廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>高経年化対策及び廃炉技術確立に取り組むこと。運転延長の可否については、制度の技術的根拠を明確にするとともに、厳正に審査を行い、その結果についても丁寧に説明すること。伊方発電所1号機及び2号機の廃止措置については、安全に実施されているか厳正に確認するとともに、我が国では加圧水型原子炉の廃炉実績がないことから、伊方発電所において廃炉技術の研究を進めること。また、廃止措置に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の処分については、事業者の取組みが加速するよう積極的にサポートをすること。</li> </ul>	
(6) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所内に使用済燃料が貯蔵されていることを踏まえ、使用済燃料対策について、「使用済み燃料対策に関するアクションプラン」に基づき、国が主体となって着実に進めていくとともに、特に国が進めようとしている乾式貯蔵については、安全性について国民に分かりやすく説明し、あくまで一時的な保管であるということを明確にすること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。</li> </ul>	
(7) 情報公開及びコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の審査・検査結果等を踏まえた安全性について、国民に対する情報公開と説明に努めること。また、相互コミュニケーションの充実・強化を図ること。特に住民を含む関係者間で原子力発電所に求められる安全性に関するリスクコミュニケーションの取組を推進すること。</li> </ul>	

(8) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。</li> </ul>	
(9) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携強化による未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。</li> </ul>	
<b>5 原子力防災対策の充実・強化</b> <b>(内閣府・原子力規制委員会・国土交通省・防衛省)</b>		<b>【最重要】</b>
(1) 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に追加整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。また、科学的根拠に基づく避難等防護措置の考え方について、屋内退避の有効性も含め、原発立地地域の住民をはじめとする国民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。</li> </ul>	県民 環境部 ・ 土木部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難への人的・物的支援や避難先自治体の受入体制の強化などの関係自治体だけでは解決困難な広域避難体制について、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。</li> <li>自衛隊等の国の実動組織が保有する車両、船舶、ヘリ等の陸・海・空の避難手段について、投入可能な数量や派遣部隊などを具体的に示すなど、国の支援体制を明確化すること。</li> </ul>	
(3) 緊急時に備えた避難路等の交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の住民避難や物資等輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線の整備促進、松山自動車道の4車線化や国道56号、378号などの道路整備に必要な予算を重点的に配分するほか、原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の充実及び避難路円滑化事業の制度化を図り、安全かつ迅速な非難のための交通基盤整備を促進すること。</li> </ul>	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングについて、原子力災害発生時に国が責任を持って統括し、確実に機能するよう、派遣要員の確保や資質向上等を図るとともに、緊急時に備えた平常時モニタリングの在り方を明確化した指針を示すこと。また、国が一元管理する緊急時モニタリング結果について、国から関係自治体等に信頼性のある情報が確実に伝達されるよう、システムの充実を図ること。</li> </ul>	
(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額を図るとともに、県域をまたぐ受入自治体との緊急時連絡網整備への充当などの関係自治体等の意見を踏まえた弾力的な運用を行うこと。</li> <li>平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるよう、関係交付金の統合等を行うこと。</li> <li>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、避難行動要支援者施設等の放射線防護対策に係る交付金を制度化するなど、自治体により計画的な防災対策を推進するための財政支援を行うこと。</li> </ul>	

## Ⅱ. 人口減少・次世代対策

6 少子化対策・子育て支援の充実		(内閣府・厚生労働省)	【最重要】
(1) 地域の少子化対策への財政支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での少子化対策を強化するための各種交付金については、単年度であって、制限が多く、地方が必要とする事業に十分活用できるものではないことから、より自由度が高く、継続的な事業実施が可能となる財政的支援を図ること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部	
(2) 全国一律の医療費助成に対する財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。</li> <li>現在実施されている子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は、全面的に廃止すること。</li> </ul>		
7 教員の業務負担軽減に関する支援		(文部科学省)	【最重要】
(1) 教職員定数の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間勤務の是正及び複雑化・多様化する教育課題への対応が可能になるよう、教職員定数の改善を確実に行うこと。</li> </ul>	教 育 委 員 会	
(2) 支援スタッフの配置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずること。</li> <li>また、本県では独自に配置を進めている高等学校の支援スタッフの配置促進についても補助対象とすること。</li> </ul>		
8 英語教育・外国語活動の充実		(文部科学省)	【最重要】
英語教育・外国語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における英語の教科化等への円滑な対応に向け、指導内容や評価の在り方等について速やかな情報提供を行うこと。</li> <li>小学校の専科指導教員(外国語活動)をより多く配置できるよう、加配定数の一層の充実を図るとともに、小・中学校教員の研修充実に必要な財政支援を行うこと。</li> <li>大学入学共通テストにおいて活用される民間の資格・検定試験について、費用負担の増加、地方と都市部での受験機会の格差等ができる限り生じないよう、生徒が受験しやすい仕組みを講じること。</li> </ul>	教 育 委 員 会	

新規

一部 新規	<b>9 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する支援</b> <span style="float: right;"><b>【最重点】</b></span>	
	<b>[1] 新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装</b> (文部科学省)	
	新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規養殖マグロ類「スマ」の完全養殖システムに関する基礎および応用研究を進めたことにより、産学官による人工種苗生産に成功し、試験養殖及び出荷が開始されている。これらの先端的研究、技術開発を実施するための研究者の確保と、研究推進のための機器の整備、大型魚類屋内飼育施設と海面生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。</li> </ul>
<b>[2] セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築</b> (文部科学省)		
セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場資源の活用と地場産業基盤の活性化のため、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製品化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進していることから、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。</li> </ul>	愛媛大学
(新規)	<b>[3] 「Citrus-based健康新産業」の創出</b> (内閣府・文部科学省)	
	「Citrus-based健康新産業」の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産から加工、流通にいたる愛媛県の柑橘産業の持つ強みを生かし、地域産業の振興、専門人材の育成を一体的に推進するため、産学官が協働してイノベーション拠点を形成し、柑橘産業の抱える技術的および人的課題の解決に向けて、日本の柑橘産業を牽引するべく進めている「Citrus-based健康新産業」の創出に対して財政支援を行うこと。</li> </ul>
<b>10 女性活躍を推進する取組の充実・強化</b> <span style="float: right;"><b>【重点】</b></span>		
<b>(1) 地域における女性活躍推進のための安定的な財源の確保等</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域女性活躍推進交付金は単年度の制度であり、補助率が引き下げられるなど財源確保が不十分であることから、当該交付金の国庫負担率10/10への復元や地域の実情に合わせた独自施策展開を継続的に支援する基金の創設など十分な財源を確保すること。</li> <li>女性活躍推進による地域経済の活性化を図り、地方公共団体の主体的な取組を加速するためには、継続的な財政支援が必要であることから、安定的な財源を確保すること。</li> <li>地域女性活躍推進交付金は新規事業が優先され、引き続き実施する場合は内容の拡充等が求められることから、継続的な施策展開が可能となるよう、柔軟な制度運用を実現すること。</li> </ul>	県民環境部
<b>(2) 女性活躍推進企業等への優遇制度の充実</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍を推進する企業等に対する金利優遇措置を創設すること。</li> </ul>	

一部 新規	<b>11 高校生等への修学支援</b> (文部科学省) <b>【重点】</b>	
	(1) 高等学校等就学支援金の加算の拡充等	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯の生徒への就学の機会を確保するため、私立高等学校に係る就学支援金の更なる加算の拡充を確実に早期に実施すること。</li> <li>授業料保護者負担に係る私立高等学校と公立高等学校との格差を是正するため、加算措置限度額を引き上げること。</li> </ul>
(新規)	(2) 私立中学校等授業料の負担軽減等のための支援制度の財源確保及び適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立中学生等のいる低所得世帯への支援制度について十分な財源確保に努めること。</li> <li>申請後に補助基準を変更するなど、現場の混乱を招くことのないよう適切に制度を運用すること。</li> </ul>
<b>12 教育の情報化の促進</b> (文部科学省) <b>【重点】</b>		
教育の情報化の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>国が策定する「第3期教育振興基本計画」等を踏まえた教育の情報化を促進するため、ICT環境整備に対する補助制度を創設すること。</li> <li>授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、教職員のICT活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に対する特段の措置を講じること。</li> </ul>
<b>13 公立学校施設整備事業の充実</b> (文部科学省) <b>【重点】</b>		
(1) 公立学校の長寿命化対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小・中学校等施設と同様の補助制度を創設すること。</li> <li>公立小・中学校等施設を含め、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。</li> </ul>
(2) 公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ		<ul style="list-style-type: none"> <li>実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。</li> </ul>

### Ⅲ. 地域経済の活性化

#### 《商工・観光》

一部 新規	(新規)	<b>14 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進</b> (国土交通省・国家公安委員会・警察庁) <span style="float:right">【最重点】</span>	
		地方の創意工夫による自転車関連施策の推進に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和などの必要な措置を講じること。</li> <li>本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るなど、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。</li> </ul>
一部 新規	(新規)	<b>15 地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドの拡充</b> (経済産業省) <span style="float:right">【最重点】</span>	
		地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドの拡充	・ 地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドについて、今後独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還時期が到来する平成30年度以降の継続更新については、平成29年11月に貸付期間更新時の地方の負担増やファンド事業を補完するための新たな取り組みなどについて適正に評価した上で、国の出資規模の拡大や負担割合の見直しといった拡充措置を講ずること。
一部 新規	(新規)	<b>16 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進</b> (総務省・国土交通省) <span style="float:right">【最重点】</span>	
		(1) <u>外国人観光客向け航空券と周遊パスのセット販売等の環境整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客を広く全国に誘導するとともに、地方での周遊・滞在を促し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、航空券と全国各地の周遊パスのセット販売等に向けた環境整備を進めること。</li> </ul>
		(2) 無料公衆無線LANの利便性向上に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信事業者間で認証手続が統一されるよう、国で策定した技術仕様の普及を図ること。</li> <li>国で策定した技術仕様を採用する通信事業者等への支援策を講じること。</li> </ul>
		<b>17 炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援</b> (経済産業省・国土交通省) <span style="float:right">【最重点】</span>	
		(1) 県内企業の参入支援の拡充及び人材養成への支援の継続	・ 更なる高機能素材活用産業の創出を図るため、部品の成形・加工事業への参入支援の拡充、高機能素材を扱うことのできる高度な知識・技能を持った技術人材の養成などへの支援を継続すること。
		(2) 船舶艀装品の炭素繊維強化プラスチック素材の適用拡大に向けた国際海事機関への働きかけ	・ 本県の造船関連企業では、県内の炭素繊維素材メーカーと協力し、軽量・高強度な特性を有する炭素繊維強化プラスチック素材を活用した船舶艀装品開発に着手しているが、現状では、国際条約において使用が規制されていることから、適用拡大に向けた検討を国際海事機関へ働きかけること。
		(3) 建築基準法に基づいた構造・耐火両面での迅速な個別大臣認定	・ 県内企業が炭素繊維強化プラスチック素材を活用した建材の開発に着手しているが、事業化するためには建築基準法に基づいた国土交通大臣の個別認定が必要であることから、迅速な認定を行うこと。

新規

<b>18 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載</b>		<b>(文部科学省)</b>	<b>【最重点】</b>
「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への記載	・「四国八十八箇所霊場と遍路道」を、人類共通の遺産として保存・継承していくため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。		スポーツ・文化 部
<b>19 G20労働雇用大臣会合開催成功に向けた支援</b>		<b>(総務省、外務省、厚生労働省、警察庁)</b>	<b>【最重点】</b>
G20労働雇用大臣会合の円滑な開催と成功に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣会合開催にあたり、開催地自治体が負担するとされている警備、消防、保健・医療、環境整備等にかかる経費について、国の財政支援を行うこと。</li> <li>・大臣会合の円滑な実施のため、国が責任を持って参加国や機関との連絡調整を行うとともに、開催自治体との緊密な情報共有を図ること。</li> <li>・要人の安全を確保し会合を成功させるため、サイバーテロを含むテロの未然防止を図るとともに、開催地の警備体制構築や安全な環境整備を支援すること。</li> <li>・様々なメディアを通じ、開催地の魅力を世界に向けて発信できるような機会を設けるなど、大臣会合開催を通じた本県の魅力の海外発信に、特段の配慮を行うこと。</li> </ul>		経 済 労 働 部
<b>20 国の創業支援施策の拡充</b>		<b>(経済産業省)</b>	<b>【重点】</b>
国の創業支援施策の拡充	・地域経済の新陳代謝を図る創業を促進させるため、県とも密接に連携し、創業時の資金ニーズに適切に対応した創業補助金や市町と認定支援機関等が行う創業支援事業など、国の創業支援施策の充実を図ること。		経 済 労 働 部
<b>21 外国人技能実習の適正化及び円滑化を図るための施策の拡充</b>		<b>(厚生労働省・中小企業庁)</b>	<b>【重点】</b>
(1) 技能実習の適正化及び円滑化、並びに実習生の失踪防止を図るための取組への支援	・受入組合等による優良な送出機関の開拓活動や実習生への日本語教育等、技能実習の適正化及び円滑化並びに実習生への失踪防止につながる組合等の主体的な取組みへの支援を拡充すること。		経 済 労 働 部
(2) 中小企業団体中央会等が技能実習の適正化に取り組むための支援の拡充	・受入組合への研修の拡充並びに技能講習等への通訳派遣及びテキストの翻訳支援等の言語サポートなど、地域のニーズを踏まえて中小企業団体中央会等が技能実習の適正化に取り組めるよう支援を拡充すること。		
<b>22 利用しやすい有料道路料金の実現</b>		<b>(国土交通省)</b>	<b>【重点】</b>
(1) 無料区間を介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入	・松山自動車道の大洲道路(無料の自動車専用道路)を介在する連続通行についても、長距離運賃割引を適用するなど、有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等を導入すること。		土 木 部
(2) 瀬戸内しまなみ海道における自転車通行料金の恒久的な無料化	・瀬戸内しまなみ海道において、期間限定となっている自転車通行料金の恒久的な無料化を図ること。		

新規	23 産業人材の育成支援の強化 (厚生労働省・国土交通省) 【重点】	
	(1) 「地域創生人材育成事業」の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域創生人材育成事業」は、本県を含め実施済の都道府県は実施主体としないこととされているが、標記事業は地域産業の人材育成に貢献しており、この取扱いを見直すこと。</li> </ul>
	(2) 造船業における人材育成支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省所管の海上技術安全研究所に係る地方移転要望により、「今治地域造船技術センター」を拠点とした人材の確保・定着等に向けた研修機能強化の技術的支援を受けているが、①同センターが行う教育訓練に対し、技術的支援や財政的支援を行う、②教育訓練の実施に必要な施設・機器整備等に対し財政支援を行う、などより一層の支援策を講じること。</li> </ul>
新規	24 中小企業の事業承継に関する支援の充実 (経済産業省(中小企業庁)) 【重点】	
	(1) 事業承継・世代交代集中支援事業の安定的・継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継への支援は、その成果に至るまでに長期間を要するため、今後10年の集中期間中は、標記事業の委託事業及び補助事業を現行の内容どおり安定的かつ継続的に実施すること。</li> </ul>
	(2) 事業承継に係る特例保証の要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営承継関連保証等の対象者に、これから承継に取り組む経営者で、経営者の交代が発生していない場合も加えること。</li> </ul>
	(3) 事業承継に係る特例保証の保証料率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営承継関連保証の保証率を0.45%から0.80%までとし、創業関連保証と同程度にまで引き下げること。</li> </ul>

《農林水産業》

新規	<b>25 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫体制強化</b> (農林水産省) <b>【最重点】</b>		農林水産部
	(1) <u>家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の継続強化</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止を図るため、国の支援制度の継続と必要な予算措置を講じること。</li> <li>・ また、発生時に迅速に対応できるよう、国においても、防疫資材の備蓄機能の拡充と防疫作業の動員体制を強化するとともに、発生後の生産者支援を拡充すること。</li> </ul>	農林水産部
	(2) <u>家畜保健衛生所の機能強化に対する支援の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化に必要な予算を確保するとともに補助対象を拡充すること。</li> </ul>	農林水産部
一部新規	<b>26 農林水産物の輸出促進及び国際競争力強化</b> (農林水産省) <b>【最重点】</b>		農林水産部
	(1) <u>台湾へのかんきつ輸出に係る残留農薬基準値の設定</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台湾では残留農薬基準値が未設定であったり、日本よりも厳しい値のため、かんきつ輸出の大きな障壁となっており、日本国内で一般的に使用され、栽培管理上必要な農薬について、残留農薬基準値の設定を働きかけること。</li> </ul>	農林水産部
	(2) <u>各国への輸出規制の改善及びかんきつ類輸入禁止国の輸出解禁</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛媛県産農林水産物の円滑な輸出の推進のため、各国の検疫や残留農薬基準、放射性物質検査証添付等、輸出規制の改善に向けて働きかけること。</li> <li>・ マレーシアに対して輸入許可の対象に中晩柑類も加えるよう働きかけること。</li> <li>・ 中国等かんきつ輸入禁止国へのかんきつ輸出の早期解禁を実現すること。</li> </ul>	農林水産部
(新規)	(3) <u>GAP認証の取得支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物輸出時の優先取引が期待される国際水準のGAP認証の取得は、認証更新時の経費に対する補助がないことが普及のネックとなっているため、複数年の更新に要する各種費用を助成する制度を設けること。</li> </ul>	農林水産部

27 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進		(財務省・農林水産省)	【最重点】
(1) 農業農村整備事業予算の総額確保と基盤整備の推進に必要な予算の本県への重点配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県農業の競争力を高めるためには、えひめ農業を支える担い手への農地集積による規模拡大・高収益作物への転換による経営力強化を図る基盤整備を加速させる必要があることから、農業農村整備事業費の総額確保と本県への重点配分を行うこと。</li> </ul>	農林水産部	
(2) 「道前平野地区」など国営事業3地区の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大区画化による生産コストの低減と、汎用化による高品質・高収益作物への転換を促進し、経営感覚のある担い手を確保・育成していくため、国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」を推進すること。</li> <li>農業生産や住民生活に不可欠な用排水施設の長寿命化により、農業生産性の維持と農業経営の安定を図るため、国営施設機能保全事業「南予用水地区」を推進すること。</li> <li>農業用水の安定供給に必要な水利施設の長寿命化や大規模地震に対する耐震化を進めるため、国営土地改良事業地区調査「道前道後用水地区」を推進すること。</li> </ul>		
(3) 貴重な水源であるため池の老朽化対策・耐震化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県のため池について、老朽化対策及び耐震対策を加速させるため、必要な予算の確保と本県への重点配分を行うこと。</li> </ul>		
28 果樹経営支援対策の充実・強化		(農林水産省)	【最重点】
(1) 産地パワーアップ事業における運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹産地の活性化対策を強化するため、同一品種の改植において、産地パワーアップ事業の成果目標項目の拡充、事業実施期間の延長等を行うこと。</li> </ul>	農林水産部	
(2) 果樹農業好循環形成総合対策における、産地支援の強化と要件の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>極早生や一部の中晩柑から優良品種への改植について、支援単価の加算や未収益期間支援の延長などの奨励措置を追加して講じること。</li> <li>加工原料安定供給連携体制構築事業について、本県産地が加工対策として実施しようとしている事業規模に対応できる財源を継続的に確保すること。</li> </ul>		
29 公共建築物等へのCLTの普及促進		(農林水産省)	【最重点】
公共建築物等へのCLTの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産材の飛躍的な需要拡大や林業の成長産業化の推進に期待されているCLTの早期普及を図るため、公共施設等への活用に対する支援を継続すること。</li> </ul>	農林水産部	

30 農林漁業における担い手確保対策の強化		(農林水産省)	【重点】
(1) 「農業人材力強化総合支援事業」の拡充強化(農業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代人材投資資金事業の予算確保や、就農研修を行うJA等に対して経営開始に必要な施設や機械の整備を支援するとともに、担い手の養成を行う農業大学の施設・機械等が更新できるよう事業の拡充を行うこと。</li> </ul>	農林水産部	
(2) 外国人技能実習制度における「林業」の2号対象職種への追加(林業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入国管理及び難民認定法の「技能実習」における2号移行対象職種に、「林業」を追加すること。</li> </ul>		
(3) 新規漁業就業者総合支援事業の拡充・強化(漁業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業直後の収入が不安定な時期の生活を支援する「青年就漁給付金制度」を創設するとともに、新規事業に必要な漁業施設の取得支援を拡大すること。</li> </ul>		
31 畜産農家の経営安定対策の強化		(農林水産省)	【重点】
(1) 畜産農家の経営安定対策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家が将来にわたって再生産が可能となるよう、畜種ごとの実態を踏まえた畜産農家の経営安定対策を継続するとともに、法制化された経営安定対策については速やかに実施すること。</li> </ul>	農林水産部	
(2) 畜産生産基盤の維持・拡大を図るための支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産生産基盤の維持・拡大を図るため、畜産農家の収益性向上に必要な施設機械等の整備に対して、継続的かつ十分な支援を講じるとともに、畜産産地の強化に必要な食肉処理施設等の整備に対する支援策について、地域の実情に応じた仕組みとすること。</li> </ul>		
32 地域の実情に応じた農地の集積・集約化		(農林水産省)	【重点】
(1) 補助事業の採択基準における地域特有の課題への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の採択基準において、農地中間管理機構による農地の集積状況を要件とする場合には、樹園地及び中山間地の多さなど、地域特有の課題に配慮すること。</li> </ul>	農林水産部	
(2) 農地の集積・集約化を促進する施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理事業を継続させるため、必要な予算を確保するとともに、国の補助率を維持させること。</li> <li>集積・集約化の進みにくい樹園地については、水田や普通畑と区別し、次代の担い手へ円滑に継承し、産地を維持していくことを主眼に、果樹農家等から要望の多い小規模な基盤整備ができる事業等への国の支援を充実するほか、樹園地の利用権を取得した担い手に、その面積に応じて奨励金を交付するなど、樹園地の集積・集約化に配慮した制度を創設すること。</li> </ul>		

33 鳥獣被害防止対策の強化		(農林水産省・環境省)	【重点】
(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣による農作物等被害やイノシシ等の住宅地への出没による生活環境被害は、産地、ひいては地域の存続や安全安心な生活に関わる深刻な問題であるため、被害防止対策推進については継続して必要な予算の確保を図ること。</li> </ul>	農 林 水産部	
(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許所持者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が著しいことを踏まえ、捕獲体制の強化を図るため、狩猟税の免除等の期限の延長及び有害鳥獣捕獲実績に即してハンター保険料、猟友会費を支援する仕組みを創設すること。</li> </ul>		
34 米政策改革の着実な実行に向けた対策の充実・強化		(農林水産省)	【重点】
(1) 水田活用の直接支払交付金の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料用米等の戦略作物に対する助成や産地交付金の不足が生じないよう、交付金を安定的に確保すること。</li> </ul>	農 林 水産部	
(2) 経営所得安定対策等の現地確認システム導入にかかる予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業再生協議会が行う経営所得安定対策等の現地確認における業務を効率化させるため、ほ場位置、対象作物、作付計画面積等各種データのデジタル化やタブレット端末等のシステム導入の推進にかかる予算を確保すること。</li> </ul>		
35 日本型直接支払制度の充実強化		(農林水産省)	【重点】
(1) 地域の実情に応じた区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた特色ある農地を守るため、中山間地域等直接支払交付金の現状の区分に「樹園地」を新設し、「畑」よりも高い単価設定とすること。</li> </ul>	農 林 水産部	
(2) 高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が参加しやすくするため、5年間の農業生産活動等が継続できない場合の遡及返還という要件を緩和し、事業実施期間を柔軟に設定できるようにすること。</li> <li>中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。</li> </ul>		

一部  
新規

(新規)

<b>36 日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」の認定等</b> (農林水産省) <b>【重点】</b>		
「愛媛・南予の柑橘農業システム～傾斜地における持続的な土地利用システム～」の日本農業遺産への認定等	・ 農林水産省に継続申請予定の「愛媛・南予の柑橘農業システム～傾斜地における持続的な土地利用システム～」は、世界に誇れる農業システムであることから、日本農業遺産への認定及び世界農業遺産への認定申請に係る承認を行うこと。	農 林 水 産 部
<b>37 林業の成長産業化に向けた森林整備の推進</b> (財務省・農林水産省) <b>【重点】</b>		
(1) 主伐・再造林等に対する支援制度の拡充	・ 主伐の推進による県産材の増産及び伐採跡地への再造林を確実に実施するため、植栽、下刈り及び獣害対策に係る造林事業の国補助率を60%に引き上げるなど、森林所有者の負担を軽減する支援制度の充実・強化を図ること。	農 林 水 産 部
(2) 林業・木材産業の生産性強化対策の拡充	・ 県産材の安定供給及び需要拡大を図るため、川上から川下まで総合的な対策を継続的に実施できるように「林業成長産業化総合対策」の予算を十分に確保するとともに、地方の裁量により弾力的な運用が行えるような制度とすること。	
(3) 地球温暖化対策を推進する森林整備のための財源確保	・ 間伐等の実施に必要な財源を確保するとともに、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設にあたっては、県が独自に課税している森林環境税に影響が生じないよう県と市町の役割分担を明確にするるとともに、国は納税者の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。	

#### IV. 「スポーツ立県えひめ」の実現

新規	<b>38 スポーツ交流による地域活性化への支援</b>		<b>【最重点】</b> スポーツ・文化庁
	(内閣官房・文部科学省(スポーツ庁))		
	(1) <u>東京2020オリンピック・パラリンピック等に向けた取組みの支援</u>	・東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、より多くの自治体が事前合宿誘致やスポーツを通じた国際交流に取り組めるよう、国が推進するホストタウン制度の登録要件の緩和や財政支援対象経費の拡大など、制度の拡充を図るとともに、商標、エンブレム等の使用手続きを可能な限り簡素化するなど、地域レベルでの機運醸成の取組みを後押しすること。	
	(2) <u>ラグビーワールドカップ2019を契機とする国際交流に係る財政支援</u>	・ラグビーワールドカップ2019を契機とする国際交流や合宿の受入れに当たり、相手方の滞在、移動、練習その他の交流事業等に係る様々な経費について、幅広く財政支援の対象となるよう、各種制度の充実を図ること。	
	(3) <u>日本スポーツマスターズ開催県に対する財政支援の拡充</u>	・2020年に愛媛での開催が決定した日本スポーツマスターズにあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政支援を拡充すること。	
新規	<b>39 障がい者スポーツ振興への支援の拡充</b>		<b>【最重点】</b> スポーツ・文化庁
	(文部科学省(スポーツ庁))		
	(1) <u>障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備</u>	・脆弱な障がい者のスポーツ環境に対し、既存の民間スポーツ施設(スポーツクラブ等)を活用した新たな仕組み(施設のバリアフリー化や利用料金の減免、障がい者スポーツ支援員の派遣等)を構築すること。	
	(2) <u>地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進</u>	・中小企業向けに税制上の優遇等のインセンティブを付した、障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。	
	(3) <u>デフリンピックやスペシャルオリンピックス世界大会の誘致</u>	・デフリンピック夏季大会やスペシャルオリンピックス夏季世界大会の日本への誘致に取り組むこと。	

一部 新規  (新規)	40	次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実 (文部科学省(スポーツ庁))	【最重点】
	(1)	「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営改善	・ 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、本県の競技団体などが強化の対象としている選手やジュニアアスリート発掘事業の認定者についても、オリンピック強化選手と同等に施設を使用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
	(2)	レガシーとしての国体施設を活用する仕組みの構築	・ 本県が整備した国体施設を競技力強化のための拠点施設として位置付けるとともに、全国レベルの大会や合宿等で施設を積極的に活用するための誘致や開催経費に対する財政的支援を行うモデル事業について、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。
	(3)	スポーツ振興くじの助成の拡充	・ 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に対するスポーツ振興くじの助成金について、財政的支援の拡充を図ること。
(新規)	(4)	指導者派遣の新たな仕組みの構築について	・ 次世代トップアスリートが、オリンピックや中央競技団体の指導者から県内で直接指導を受けられるよう、妥当な謝金単価による人材派遣の仕組みを構築すること。
			スポーツ・文化部

## V. 交通基盤の整備

<b>41 四国への新幹線の導入</b>			<b>(国土交通省)</b>	<b>【最重要】</b>
四国の新幹線計画の整備計画への格上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るため、基本計画から整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。</li> <li>在来線との乗継利便性を確保するため、JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討を行うこと。</li> </ul>			企画振興部
<b>42 高規格幹線道路等の整備促進</b>			<b>(内閣府・財務省・国土交通省)</b>	<b>【最重要】</b>
<b>[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消</b>				
(1) 四国8の字ネットワーク未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化と「津島道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震時に津波等による深刻な被害が想定される宇和島以南地区のリダンダンシー確保及び地域活性化のため、四国8の字ネットワークの未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化を図るとともに、「津島道路」を早期に整備すること。</li> </ul>			土木部
(2) 今治・小松自動車道の「今治道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>中四国地方の広域的な交流と経済の振興を図り、架橋効果を最大限に発現させるため、今治・小松自動車道の「今治道路」を早期に整備すること。</li> </ul>			
(3) 大洲・八幡浜自動車道の「八幡浜道路」「夜屋道路」「大洲西道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州～四国～京阪神間の広域高速ネットワークの形成や地域の活性化が図られるとともに、万が一の原発事故時には広域避難・救援道路の軸ともなる「大洲・八幡浜自動車道」全線の早期整備に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。</li> </ul>			
<b>[2] 地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上</b>				
(1) 松山外環状道路の「国道56号空港線」・「国道33号インター東線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山都市圏における慢性的な渋滞の解消と交通事故の削減、また、松山ICから松山空港・松山港へのアクセス性向上を通じて愛媛県全域の生産性を向上させるため、松山外環状道路の「国道56号空港線」・「国道33号インター東線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の早期事業化を図ること。</li> </ul>			土木部
(2) 松山自動車道「松山IC～大洲IC」と国道56号「大洲道路」の早期4車線化	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定2車線区間で恒常的に発生している交通事故や渋滞の解消、さらには大規模災害時の対応のため、早期に4車線化を図ること。</li> </ul>			
(3) 東温スマートIC(仮称)の30年度新規事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点形成による地域の活性化や防災・救急医療体制の強化のため、東温スマートIC(仮称)の30年度新規事業化を図ること。</li> </ul>			
(4) 中山スマートICの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点形成による地域の活性化や防災・救急医療体制の強化のため、中山スマートICの整備促進を図ること。</li> </ul>			
(5) 宇和PA(仮称)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点形成による地域の活性化や防災・救急医療体制の強化のため、四国横断自動車道西予宇和IC～大洲北只IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。</li> </ul>			

<b>43 離島架橋事業(岩城橋)の推進</b>		(国土交通省)	<b>【最重点】</b>
岩城橋の計画的な事業推進に必要な事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本格的な建設工事がスタートした上島架橋事業「岩城橋」について、完成まで計画的かつ着実に工事が進められるよう、離島事業費の総額確保と、岩城橋への優先的な予算配分を行うこと。</li> </ul>		土木部
<b>44 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進</b>		(財務省・国土交通省)	<b>【最重点】</b>
(1) JR松山駅付近連続立体交差事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通渋滞や踏切事故、市街地分断の解消を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業(8つの踏切除去)の整備を促進すること。</li> </ul>		土木部
(2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県都松山の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、松山駅周辺土地区画整理事業の整備を促進すること。</li> </ul>		
(3) 松山駅西口南江戸線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港、松山観光港等へのアクセス向上と、駅西側地区の交通の利便性向上を図るため、松山駅西口南江戸線の整備を促進すること。</li> </ul>		
(4) 路面電車の駅西側延伸区間の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架下への路面電車の引き込みなどによる交通結節点機能の向上と、路面電車の延伸による交通拠点間の連携強化を図るため、駅西側延伸区間の早期事業化を行うこと。</li> </ul>		
<b>45 松山港、東予港など主要港湾の整備促進</b>		(内閣府・国土交通省)	<b>【最重点】</b>
(1) 松山港国際物流ターミナルの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の船舶の大型化に対応し、効率的な輸送による取扱貨物量の維持・拡大を図るため、国際物流ターミナルにおける係留施設等の整備を促進すること。</li> </ul>		土木部
(2) 東予港など県内主要港湾の港湾整備事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の港湾施設の改修や老朽化対策等が着実に進むよう、港湾整備事業費を確保すること。</li> <li>浚渫(しゅんせつ)など、港湾施設の維持管理・更新に関する交付要件の緩和を図ること。</li> </ul>		

一部  
新規

(新規)

46 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策 (国土交通省)		【最重点】
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における持続可能な交通ネットワーク確保に必要な予算を確保すること。</li> <li>・ 公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実を図ること。</li> </ul>	企画振興部
(2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応		
① JR四国に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用したJR四国に対する支援について、本四高速料金の引下げを踏まえて追加支援を実施すること。</li> <li>・ JR四国の脆弱な経営体質を鑑み、同社が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。</li> </ul>	
② フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性に鑑み、また太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。</li> <li>・ 本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、フェリー航路の利用促進及び高速道路の有効利用の観点から、フェリー利用のために、車両が高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離逓減制」の適用を図ること。</li> </ul>	
(3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度の充実及び改善		
① 生活バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。</li> <li>・ 地域間幹線系統補助や地域内フィーダー系統補助について、厳しい経営状況にある交通事業者や財政負担が増えている市町の実情に鑑み、必要な予算を確保するとともに、補助上限額を引き下げないこと。</li> <li>・ 車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前)に改善すること。</li> </ul>	
② 離島航路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るとする要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。</li> <li>・ 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。</li> </ul>	
(4) 離島活性化交付金による生活交通の運賃低廉化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、本土と離島及び離島と離島を結ぶ航路並びに離島内のバス交通など、離島住民の移動に不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を交付金の対象事業とすること。</li> </ul>	

一部  
新規  
(新規)

<b>47 松山空港の機能拡充</b> (国土交通省・財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省)		<b>【重点】</b>
<b>[1] ターミナル地域の整備促進</b>		
ターミナル地域の整備促進	・ 今後の航空需要拡大に対応するため、エプロン(駐機場)の拡張や空港利用者の利便性向上に資する施設整備を行うなど、空港機能の充実・強化を図ること。	企 画 振 興 部
<b>[2] CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化</b>		
CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化	・ 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、体制の充実・強化を図ること。	経 済 労 働 部
<b>[3] 進入管制空域の返還</b>		
進入管制空域の返還	・ 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について、米国に強く要求すること。	企 画 振 興 部

## VI. 安全・安心で住みやすい地域づくり

48 ドクターヘリの運航に対する支援等		(厚生労働省)	【最重要】
(1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)は、格納庫の確保に係る費用や搭載医療機器・運航管理室の維持管理費などが補助対象外となっており、また、同事業に100%配分したとはいえ、補助金全体での交付率では55.0%(29年度)に止まっており、ドクターヘリ分の補助額を確保するためには、結局他の事業の補助金を削減するしかないのが現状である。このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保に向けて、恒久的かつ柔軟性の高い新たな財政支援制度を創設すること。</li> </ul>		保健福祉部
(2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制推進事業費補助金については、地域医療の推進に不可欠であるものの、総額が少なく、事業の中には縮小や中止を余儀なくされているものもあることから、事業の安定的な実施のため、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同制度の改善を図ること。</li> </ul>		
49 医師確保対策		(厚生労働省・文部科学省)	【最重要】
(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の偏在について、都道府県の機能強化や医師の自律性に基づく対策では限界があることから、医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討や、国、都道府県及び医療関係者間の役割や責任、協力義務等の更なる明確化など、実効性を高めた仕組みの構築を行うこと。</li> </ul>		保健福祉部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の実施要綱等に基づき設置している各種会議等については、それぞれの役割に応じて地域の実情に即した医師確保対策を実施しているところであるため、一方的な全国一律の制度改正ではなく、地域の実情により配慮した柔軟な制度設計・運用を検討すること。</li> </ul>		
(2) 専門医養成のための研修・教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>新専門医制度については、国と日本専門医機構が都道府県間の定員調整や地域枠に配慮したプログラム導入を行うなど、医師が地方に分散される仕組みを構築すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座については大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。</li> </ul>		

一部  
新規

(新規)

<b>50 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直し</b> (厚生労働省)		<b>【重点】</b>
(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本基金については、国が責任を持って将来にわたり十分な財源を確保するとともに、在宅医療の提供や医療従事者の確保に課題を抱える地域が、実情に沿って柔軟に基金を活用できる制度とすること。</li> </ul>	保健福祉部
(2) 早期の内示など基金の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>内示により配分額が判明するまで、医療・介護の本基金活用事業の実施が困難となっており、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えていることから、早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。</li> </ul>	
<b>51 肝炎ウイルス検査の推進</b> (厚生労働省)		<b>【重点】</b>
(1) 職域における肝炎ウイルス検査の自己負担分に対する助成制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>肝がんの大きな原因となるウイルス性肝炎対策を強化するため、職域における肝炎ウイルス検査の自己負担分に対する受検者への助成制度を創設し、検査の受検を強かに推進すること。</li> </ul>	保健福祉部
(2) 職域における肝炎ウイルス検査結果が陽性であった場合の初回精密検査費用助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症化予防として実施されている初回精密検査費用の助成について、職域での肝炎ウイルス検査を受けた結果、陽性と判定された者も対象とするよう拡充すること。</li> </ul>	
<b>52 マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築等</b> (内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省)		<b>【重点】</b>
(1) マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家的な情報基盤であるマイナンバー制度における情報連携について、現状の不備改善や対象手続の追加等を行う際には、自治体側での事務処理手順まで考慮した全体設計を徹底し、問題の発生を未然に防止すること。</li> </ul>	企画振興部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合には、十分なシステム対応機関及びテスト期間を設けるとともに、対応経費については原則として国が負担すること。</li> </ul>	
(2) 国から地方への安全な情報伝達の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の抜本的強化(インターネットの分離等)を踏まえ、各自治体が利用する国提供情報をLGWAN上に設置するよう努めること。</li> </ul>	

<b>53 地方消費者行政の充実・強化</b>		(消費者庁)	<b>【重点】</b>
地方の自主性・独自性を踏まえ、着実に安定的な消費者行政を推進するため、地方の実情に即した将来にわたる柔軟な財政支援制度の創設と十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者行政については、度重なる交付金制度の改正による複雑化及び地方への財源措置の縮小など、相談体制の維持や着実な消費者教育推進の継続に懸念が生じているため、地方の実情に即した将来にわたる柔軟な財政支援制度の創設と十分な財源の確保を行うこと。</li> </ul>		県民環境部
<b>54 低炭素社会の実現に向けた対策の支援</b>		(経済産業省・環境省・農林水産省)	<b>【重点】</b>
(1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための設備導入等の支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や事務所、店舗等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、再エネ・省エネ設備の導入等に対する支援を強化すること。</li> </ul>		県民環境部
(2) 気候変動の影響への適応策の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動及びその影響予測・評価等に関する積極的な情報提供や、地域における具体的な適応策の立案・実施の推進に対する支援を強化すること。</li> </ul>		
(3) バイオ燃料利用拡大のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料に対する国民の理解や、製造したバイオ燃料の利用を強力に推進するとともに、税財政面での優遇措置を講ずるなどバイオ燃料の利用拡大に必要な環境整備に取り組むこと。</li> </ul>		
<b>55 新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックスの実現による電力需給の安定化</b>		(経済産業省・環境省)	<b>【重点】</b>
(1) エネルギーのベストミックスの実現による電力需給の安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年の「長期エネルギー需給見通し」において2030年度の最適な電源構成として示された再生可能エネルギーの比率等を踏まえ、エネルギーのベストミックスの実現に向けた具体策を着実に実行し、電気料金の低廉化と電力需給の安定化に努めること。</li> </ul>		経済労働部 ・ 県民環境部
(2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。</li> </ul>		
<b>56 エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化</b>		(経済産業省)	<b>【重点】</b>
(1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大並びに愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額及び交付金制度拡充による適切な財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金額の増額や、原発廃炉作業完了までを見据えた交付金制度の拡充を行うこと。</li> </ul>		経済労働部
(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を増額すること。</li> </ul>		

<b>57 警察基盤の強化</b>		<b>(総務省・国家公安委員会・警察庁)</b>	<b>【重点】</b>
(1) 愛媛県警察官の増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官1人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。</li> </ul>		警察本部
(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。</li> </ul>		
<b>58 交通安全施設更新事業の計画的な推進</b>		<b>(国家公安委員会・警察庁)</b>	<b>【重点】</b>
交通安全施設更新事業の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。</li> </ul>		警察本部

## VII. 行財政改革・地方分権

59 地方税財源の充実・強化		(内閣府・総務省・財務省)	【最重要】
(1) 地方財政計画の適正な策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の策定に当たっては、地方財政計画の決定過程の透明化を図るとともに、喫緊の課題である防災・減災対策、及び公共施設等の老朽化対策、大幅に増加している社会保障関係経費、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に必要な経費など、地方の財政需要を的確に反映させること。</li> </ul>	総務部	
(2) 地方一般財源総額の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後国の経済・財政一体改革の取組みを進めていく中で、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。特に、地方交付税については、財源調整・財源保障機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保すること。</li> </ul>		
(3) 地方分権を実現するための税収が安定的で遍在性の小さい地方税体系の早期実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方の役割分担を明確にした合理的な体制が必要とされる中、真の地方分権を実現するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国からの税源移譲も速やかに進めること。</li> </ul>		
(4) 消費税への軽減税率導入に係る代替財源の確保及び更なる清算基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年10月の消費税率10%への引上げにあわせて導入される軽減税率制度について、その減収により地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替財源等を確実に確保すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の清算基準については、税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させるという制度趣旨を踏まえ、より適切なものとする。</li> </ul>		
(5) 地球温暖化対策に関する税財源の確保及び円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な税財源を確保するとともに、国に先駆けて森林環境税等を導入してきた都道府県と二重課税や屋上屋を重ねるような用途とならないよう制度設計を十分行うこととともに、国において納税者に対し十分説明を行うこと。</li> </ul>		
60 地方創生の実現に向けた実効性のある支援		(内閣府)	【最重要】
(1) 地方創生推進交付金を活用するための所要財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域再生法に基づく事業計画として認定されることで、複数年度にわたる取組が地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組を着実に実施できるよう、所要財源を十分に確保していくこと。</li> </ul>	企画振興部	
(2) 地方が自らの力で創生していくために必要な権限と財源の移譲推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かせる仕組みが必要であることから、地方が現場目線で実効性のある取組をスムーズに行うことができるよう、権限と財源の移譲をしっかりと進めていくこと。</li> </ul>		

61 地方分権改革の推進		(内閣府・総務省)	【重点】
(1) 国と地方の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方の役割分担の大胆な見直しを行うこと。</li> <li>・ 広域自治体のあり方については、道州制ありきではなく、国と地方の役割分担を明確にした上で、住民に一番身近な基礎自治体を強化する観点から検討すること。</li> </ul>	総務部	
(2) 地方税財政制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。</li> </ul>		
(3) 更なる事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の課題をより迅速かつ効果的に解消できるよう、事務・権限の更なる移譲を行うこと。</li> </ul>		
(4) 更なる義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の自主性・裁量性を拡大するため、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</li> <li>・ 「従うべき基準」の多用などの課題解消を図ること。</li> </ul>		
(5) 地方分権改革に関する提案募集制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の実効ある運用を行い、現場を知る地方からの提案に対して真摯に耳を傾け、より具体的な成果を出すこと。</li> </ul>		